

はじめに

百間陣屋は徳川家康の家来であった服部与十郎政季が徳川氏の江戸入府に伴い領地を百間郷に宛がわれたことにより構築されたと推定される。しかし、遺物は13世紀代から出土している。最も多くの遺物が出土している時期は15世紀後半と16世紀後半から17世紀初頭である。16世紀後半から17世紀初頭は旗本服部氏の百間郷支配と同じであることから陣屋との関係が伺われる。

本遺跡は当初、埋蔵文化財包蔵地ではなかったが、青林寺の近くに旗本服部氏の屋敷があったとの伝承から、地籍図で確認したら堀が推定できたため、県道蓮田杉戸線拡幅に伴い、埼玉県教育委員会に依頼し試掘（平成11年度）を行った際、遺跡と確認されたいきさつがある。また、その後、平成14年度には内閣文庫で「諸家系譜服部」等（史料3・8、写真12）から百間郷の記載が発見された。

ここでは、4つの内容について説明する。

## 1) 出土遺物の分析

### ①内耳土鍋と焙烙の比率

第1表によると・・・

	内耳土鍋	焙烙
第3地点第2号溝	19	44
第3地点第6号溝	50	3
第3地点第8号溝	10	5

内耳土鍋と焙烙の比率から、第2号溝と第6号溝に年代差がある可能性が高い。一方、第8号溝も報告書刊行当時は多少疑問もあったが、新しい段階の溝（17世紀前半から後半）に比定していたが、内耳土鍋の量や第2号溝との重複関係等から古い溝（15世紀後半）の可能性が高いと考えている。…第8・9図

焙烙が使用されはじめた時期は16世紀前半と言われていることから、第6号溝の年代は15世紀後半と推定される。一方、第2号溝は16世紀以降の堀と考えられる。

### ②出土遺物の年代と城館の構築者

第1表と第10図から

第2地点から第5地点の年代が確定できる陶磁器のみで作成し、1年間における遺物の量を計算したものである。

1位 16世紀後半～17世紀初頭 (0.681)

2位 18世紀 (0.633)

3位 15世紀後半～16世紀前半 (0.466)

- 4位 17世紀後半 (0.409)
- 5位 17世紀前半 (0.2)
- 6位 16世紀中葉 (0.14)
- 7位 15世紀前半以前 (0.07)

- ・城館のあった時代としては、16世紀後半から～17世紀初頭と15世紀後半～16世紀前半が多いことが分かる。
- ・15世紀後半から16世紀第3四半期すなわち天正2年(1574)までは本地域は古河公方と扇谷上杉氏、山内上杉氏が争った享徳の乱や両上杉氏が争った長享の乱、古河公方足利政氏と高基父子の争い、更には岩付太田氏と後北条氏、後北条氏と越後の上杉謙信とが争った時代であり領国境目の城郭の可能性も否定はできない。
- ・16世紀以降の第2号溝の構築者や主体者は百間郷の領主や領国境目の城郭(砦)、旗本服部氏の陣屋等が想定できる。一方、15世紀後半の第6号溝の構築者や主体者も百間郷の領主や領国境目の城郭(砦)と推定される。

### ③第2号溝の重複

写真(写真1・2・3)を見て貰うと分かるが、第2号溝が重複していることが分かる西側の溝(SD2a)が新しく、多量のロームブロックを含み、第4号溝とL字状に繋がる。一方、東側の溝(SD2b)は黒色の覆土を呈し、第5号溝とL字状に繋がる。なお、重複部は第2b溝の方が深い。

比較的新しい段階の遺物を見てみると・・・第11図

- 第2b・5号溝 K-6No.1(唐津産丸碗、肥前I-1(1590～1594))
- J-6No.7(瀬戸美濃産丸碗、大窯期(1480～1610))堀底
- J-6No.20(瀬戸美濃産天目茶碗、大窯第4段階末(1600～1610))
- J-6No.9(瀬戸美濃産志野皿、大窯第4段階末(1600～1610))堀底
- K-6No.12(瀬戸美濃産志野皿、大窯第4段階後～末(1600～1610))堀底
- J-7No.3(瀬戸美濃産播鉢、大窯第3段階後半(1580～1590))
- G-7No.10(志戸呂産播鉢、大窯第3段階後半平行(1580～1590))堀底
- 第2a・4号溝 I-7No.10(瀬戸美濃産志野皿、大窯第4段階末(1600～1610))堀底

このように、ほぼ年代差はないと言える。少なくとも古い溝である第2b・5号溝は17世紀初頭まで使われたと推定できる。そう考えると、この第2b・5号溝が旗本服部氏の陣屋の堀と推定される。

旗本服部氏政季・政信父子が百間郷を支配した年代 文禄元年(1592)～元和5年(1619)

それでは、第 2a・4 号溝の構築者は？

服部氏の遠江国敷智郡への移封の後、天領となり、検地が行われた。その後、百間郷は分割された。

岩槻藩阿部氏 200 石（須賀村上組）

旗本朽木氏 1000 石（百間本村・百間西原組・百間金谷原組）

旗本池田氏 1000 石（百間中村・百間中島村・須賀村下組）

旗本永井氏 1000 石（百間東村・須賀村中組（本田組）・須賀村新田組）

ちなみに第 2 号溝の発掘地点は旗本朽木氏の領地にあたる。これらの事から、一度破棄された陣屋を新たに朽木氏が構築した可能性が高い。

山崎遺跡からは旗本池田氏の陣屋と推定される堀が検出されている（写真 10・11）。また、旗本永井氏の陣屋も元禄期の頃まで百間東村にあったことが五社神社の和鏡に刻まれている（写真 14）。

山崎遺跡から検出された堀の堀底からは僅かに宝永 4 年（1707）の富士山の火山灰が、覆土中層から上層にかけては天明 3 年（1783）の浅間山の火山灰が多量に検出された。これらのことから、宝永 4 年の頃には堀は機能し管理されていたことが分かるが、天明 3 年には全く機能してなかったことが分かる。

江戸時代初期から中期にかけて、旗本は領地に陣屋を設けていた場合がある。

## 2) 古文書から見る陣屋の範囲

『新編武蔵国風土記稿』（史料 5）によると「村内に権太夫の屋敷蹟あれば彼所領なるべし」とあり、明治 40 年（1907）の「百間史料」（史料 9）によると「権太夫ガ屋敷跡ハ今ノ青林寺ノ境内及其北林是ナリト云ウ」とある。

推定される陣屋の範囲（字西原・・・殆どが百間西原組）（第 5 図）

青林寺付近・・・百間東村

青林寺東側・・・百間中島村（西原新屋敷）

その東側・・・百間本村

このように字西原の内陣屋推定値付近に飛び地が集中する。

百間村で最初に検地が行われたのは・・・元和 5 年（1619）11 月 服部氏の移封の直後  
元禄 8 年（1695）に百間村分村（百間村、百間東村、百間中村、百間中島村）

宝暦 14 年の「百間村絵図」に青林寺の隣に西原新屋敷とあり

享保 14 年の「武州百間中島村水帳写百姓持高改帳」・・・史料 16

西原新屋敷 5 反 7 畝歩 とある。

元禄 2 年の「百間中島村年貢割付状」には、すでに西原新屋敷分が加えられている・・・  
史料 15

これらのことから、元和 5 年には検地の対象外の場所であったことが分かり、直前まで陣屋の範囲であった可能性が高い。元禄 2 年には陣屋は廃されていたことも分かる。

百間中島村西原新屋敷の隣、百間本村の範囲

多数の発掘調査が行われている。・・・図 1

元禄 10 年（1697）の「百間村検地帳」

百間本村名主の松永源太左衛門持ちの字西原上畑 6 反 4 畝歩と屋敷 6 畝歩と記載

この頃には陣屋は破却

文禄元年（1591） 服部政季、百間郷支配開始

元和 5 年（1619） 服部政信、百間郷から去る。天領となり検地。

寛永元年（1624） 朽木植綱、百間村の領主となる。

慶安 2 年（1649） 朽木植綱、百間村から去る。天領となる。代官に曾根吉広。

延宝 3 年（1675） 代官曾根吉広、免ぜられる。代官に八木長信。

元禄 6 年（1693） 代官伊奈忠篤が確認できる。

伊奈氏は勿論、八木氏段階でも廃されていた可能性が高い。

\*これらのことから、服部氏の段階では西原新屋敷の存在、地籍図、古文書等から百間東村の青林寺東側の隣接地から百間中島村の西原新屋敷、百間本村の範囲に陣屋が構築されていたと推定され、服部氏の移封により、一度陣屋は廃棄された後、朽木氏の段階では百間本村の範囲で陣屋を再構築したと推定される。

### 3) 服部氏が支配した百間郷の範囲

服部氏が支配した百間郷というと百間村のみと思われてきた。しかし、文化財調査報告書第 11 集のまとめで分析した結果、服部氏の支配した百間郷には須賀村の一部が含まれると推定した。なぜなら、旗本永井氏の百間東村 700 石と須賀村 300 石で合計 1000 石、旗本池田氏の百間中村約 380 石、百間中島村約 317 石、須賀村約 303 石で合計 1000 石、旗本朽木氏の百間村 1000 石で合計 3000 石であったためである。・・・史料 11・12

百間村（元禄 8 年の分村以前）2400 石+須賀村（中組、新田組、下組）600 石=3000 石・・・史料 13

この 3000 石が百間 3000 石と呼ばれる原因で、百間郷の範囲と考えた。そして、須賀村上組は徳川家康入府以降、西条原村と同様、岩槻藩領だと思い込んでいた。

↓

しかし、2つの観点から疑問が生じた。

① 西条原村と東条原村は面的に分かれている。しかし、須賀村は面的には分かれていない。

②元和 5 年の「須賀村検地帳」を分析すると、須賀村全てで検地を実施していることが分かり、須賀村上組も含まれていたことが判明した。

・これらの事から、百間郷の範囲には百間村全てと須賀村全てが含まれると推定される。

・百間郷 3200 石となるが、石高が正式に決まるのは、服部氏が移封した元和 5 年であり、

それ以前は後北条氏の貫高制を踏襲した石高（差出検地）であったため、服部氏の百間郷 3000 石と矛盾しない。・・・第 4 図

#### 4) 城館・陣屋の縄張り

##### ①15 世紀後半から 16 世紀前半の縄張り

本時期の縄張りに係る堀等の遺構としては第 1 地点の第 1・2・7 号溝、第 2 地点第 6 号溝、第 3 地点の第 6・8 号溝、第 5 地点の第 4・5 号溝等が考えられる。また、第 2 地点第 1・2・7 号溝、第 5 地点第 1 号溝からも本時期に属する遺物が出土しており、使用されていた可能性がある。

この時代の大きな特徴は第 1 地点の第 1 号溝と第 3 地点の第 6 号溝、地籍図に見られる東西の細長い区画からなる方形の形態の城館と推定される。両堀の位置から横矢掛の喰い違いの虎口を持つことは間違いないだろう。恐らく、この堀は外堀と推定され、内部には溝や堀等による更なる区画があったと推定される。しかし、第 1 地点 1 号溝の南側には主軸の異なる第 7 号溝もあり詳細は不明といえる。第 3 地点では第 8 号溝と第 6 号溝が L 字で繋がり外堀を形成していた可能性もある。・・・第 1 図、第 12 図

##### ②16 世紀後半から 17 世紀初頭の縄張り

本時期の縄張りに係る堀等の遺構としては第 1 地点の第 1 号溝、第 2 地点 1・2・7 号溝、第 3 地点の第 2b・5・9・10 号溝、第 5 地点の第 1 号溝等が考えられる。

本時期の特徴は第 1 地点第 1 号堀と第 3 地点第 10 号溝及び地籍に見られる東西の細長い区画からなる方形の外堀の存在と第 3 地点第 10 号溝に掛けられた橋と横矢掛の喰い違いの虎口の存在である。第 3 地点の第 10 号溝南側では、遺構が殆んど確認できない状況で、地籍図では細長い区画で調査前は堀があると推定した場所であった。このように遺構がない状況等からこの区画は主要な虎口（城門）へのルートと考えるのが妥当であると思われる。なお、前述したが第 10 号溝が検出された土地付近を「ダイモン（大門）」と伝えられることも、主要な門の存在を伺い知ることができる。

外堀の内部については、第 3 地点第 2b・5 号溝が L 字を呈し、折歪で第 2 地点第 7 号溝に接続すると推定される。しかし、第 2 地点第 1 トレンチでは堀が確認されていないため、南北に走る第 2 地点第 1 号溝に接続することが分かる。第 2 地点第 1 号溝の西側には土塁があったことが判明している。しかし、前述した通り第 2 地点第 1 トレンチや第 1 地点北側では堀が検出されていないため、第 2 地点第 1 号溝西側に広がる曲輪の南側を画する堀が存在しないことが分かる。これらのことから、第 2 地点第 1 号溝は第 1 地点第 1 号堀に直角に交わり大きな曲輪を造ると推定される。この曲輪が主郭かどうかは明らかでないが、第 1 地点では大型の掘立柱建物跡が検出されていることや第 2 地点第 1 号溝西側の土塁の存在から主要な曲輪であることは間違いないだろう。

一方、第 2 地点第 7 号溝東側では南北に走る堀として第 2 地点第 2 号溝がある。恐らく

この堀も東西に走る第3地点第5号溝・第2地点第7号溝と直角に交わる可能性がある。なお、第2地点第2号溝は、北側へ延び第5地点第1号溝に繋がる可能性もあるが、若干ずれており、クランク状の堀もしくはその間に東西へ走る堀が存在する可能性もある。

第3地点第2号溝、第2地点第1号溝は西側に、第2地点第7号溝は北側に土塁があったことが判明している。このことから、本陣屋の意識は北側や西側にある可能性が高く、主郭は少なくとも第2地点第1号溝より西にあることは間違いないであろう。

これらのことから、第2地点第1号溝西側には大きな曲輪があり、東側では多数の堀が検出されている。これは、第3地点第10号溝の橋脚を伴う門から主要な曲輪である第1号溝西側の大きな曲輪へのルートにあたるため虎口や門、馬出等を構築するため多数の堀が構築された可能性が高い。

掘立柱建物跡については、第1地点の掘立柱建物跡、第2地点第1号ピット群、第5号ピット群、第4号ピット群、第7号ピット群(南)がほぼ同軸で、第1地点第1号堀や第2地点第1・2・7号溝、第3地点第5号溝の軸と類似していた。このことから、これら溝や堀、掘立柱建物跡は同一の時期の可能性が高い。

第1号溝西側の曲輪の西方には青林寺がある。ここにも地籍図で堀と推定される細長い区画や横矢掛の喰い違いと推定される区画もある。第2地点第1号溝西側の大きな曲輪を挟み、西側に青林寺の区画、東側には堀が多数検出された区画があることは本陣屋の縄張りを考える上で非常に興味深い。なお、青林寺は星谷山千手院真光坊と言い、古くは宇山崎の小名金塚にあったという。江戸時代中期には本遺跡内に所在することが確認できるが、それ以前については不明である。本遺跡で少なくとも服部氏の陣屋があった時代には、青林寺は所在しなかった可能性が高い。・・・第1図、第13図

### ③17世紀前半から後半の縄張とその後

本時代の縄張りに係る堀等の遺構としては第1地点の第1号溝、第3地点の第2a・4・12号溝等が考えられるが、第12号溝ではなく第10・9号溝が存在した可能性もある。しかし、服部氏の今切関所番、敷智郡への移封の際、「城破り」が行われ、第3地点第2b・5号溝が埋め立てられていることから、陣屋の表門があった第10号溝も同様に埋め立てられた可能性があると考ええる。この他、井戸やピット、堀の覆土表面に人為的に埋め立てられた痕跡が残る遺構もある。

この時代は前述した通り16世紀後半から17世紀初頭の縄張りが壊されたことが判明している。前時代と明確に相違するところは第3地点第2a・4号溝が、第3地点第2b・5号溝を埋め立てた後に構築されていること等である。この堀はL字を呈することが判明している。第2地点第1・2・7号溝、第5地点第1号溝では本時代の明瞭な遺物は出土していないことから存在していない可能性が高いが、調査面積が少ないこともあり詳細は明らかでない。なお、第3地点の「ダイモン」付近については、堀幅が狭まった第12号溝が存在した可能性が高く、橋脚も廃止されたと推定される。なお、この時代の陣屋の範囲は青林

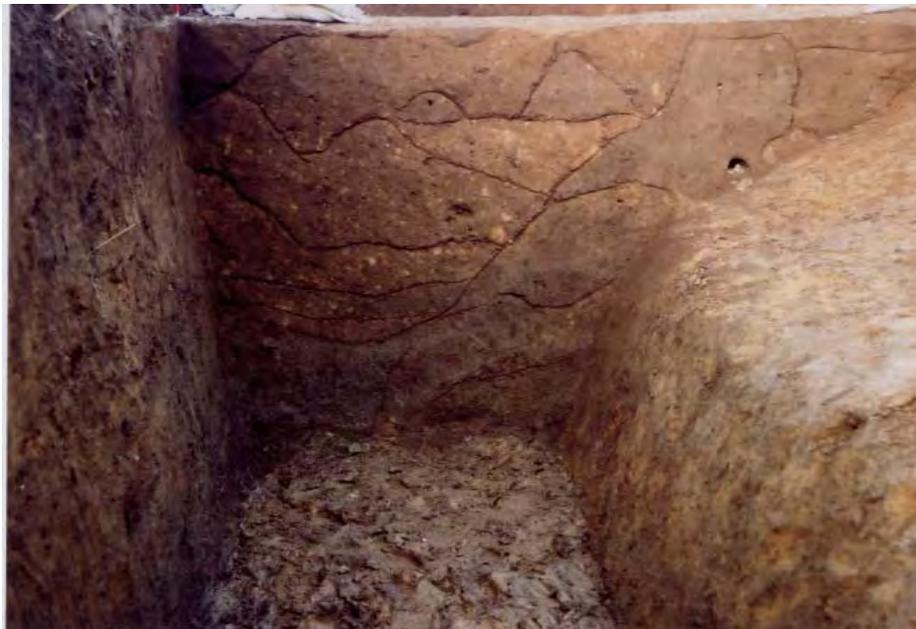
寺の範囲や西原新屋敷の範囲は除かれ、百間本村の範囲のみであったと推定される。

元禄 10 年（1697）には検地が行われ、畑や屋敷になったことが分かるため、この頃までには陣屋は破却され、一部は埋め戻されていたと推定されるが、幕末の絵図に「藪」などと記載されるため、放置されていた可能性もある。これと関係する遺構としては、第 3 地点第 1・3・7 号溝がある。これらの溝は 18 世紀以降の根切り溝等と推定され、藪の存在が伺われる。

第 1 地点 1 号溝から第 3 地点第 12 号溝に至る範囲については昭和 30 年代頃まで堀跡が残っていたという。これらから、本陣屋跡地は江戸時代中期に埋め戻され、畑や屋敷となったようであるが、一部は藪として放置されたことから、最近まで堀跡が残っていたと推定される。・・・第 1 図、第 14 図



1) 第2号溝重複



2) 第2号溝覆土



3) 第2号溝覆土



6) 第1地点掘立柱建物跡



7) 志野皿出土状況



8) 和鏡出土状況



4) 第2号溝



5) 第2・6号溝



12) 諸家系譜服部  
百間郷



13) 百間村絵図  
西原新屋敷



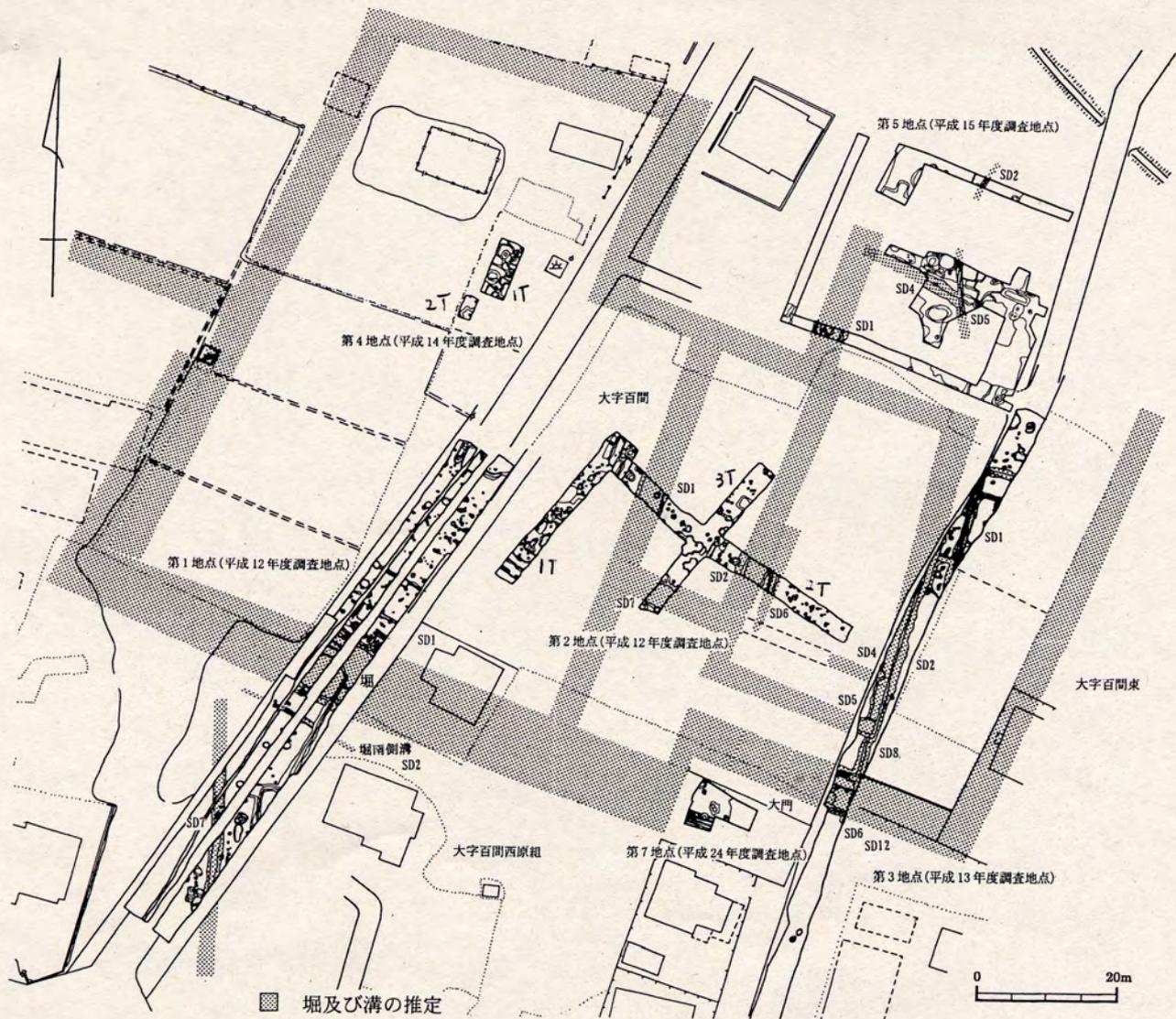
14) 五社神社和鏡  
当所住青井七右衛門  
旗本永井氏家臣



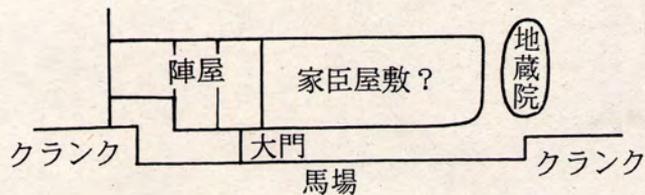
10) H11 山崎遺跡 堀跡



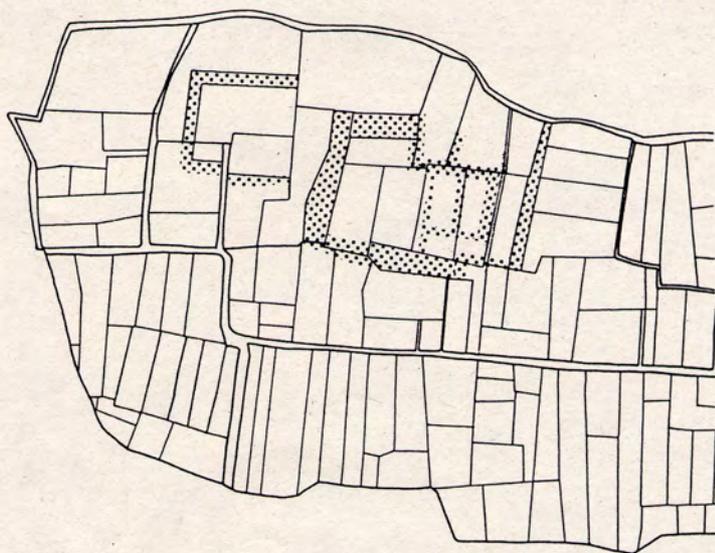
11) H11 山崎遺跡 堀跡



第1図 伝承旗本服部氏屋敷跡遺跡堀の推定地

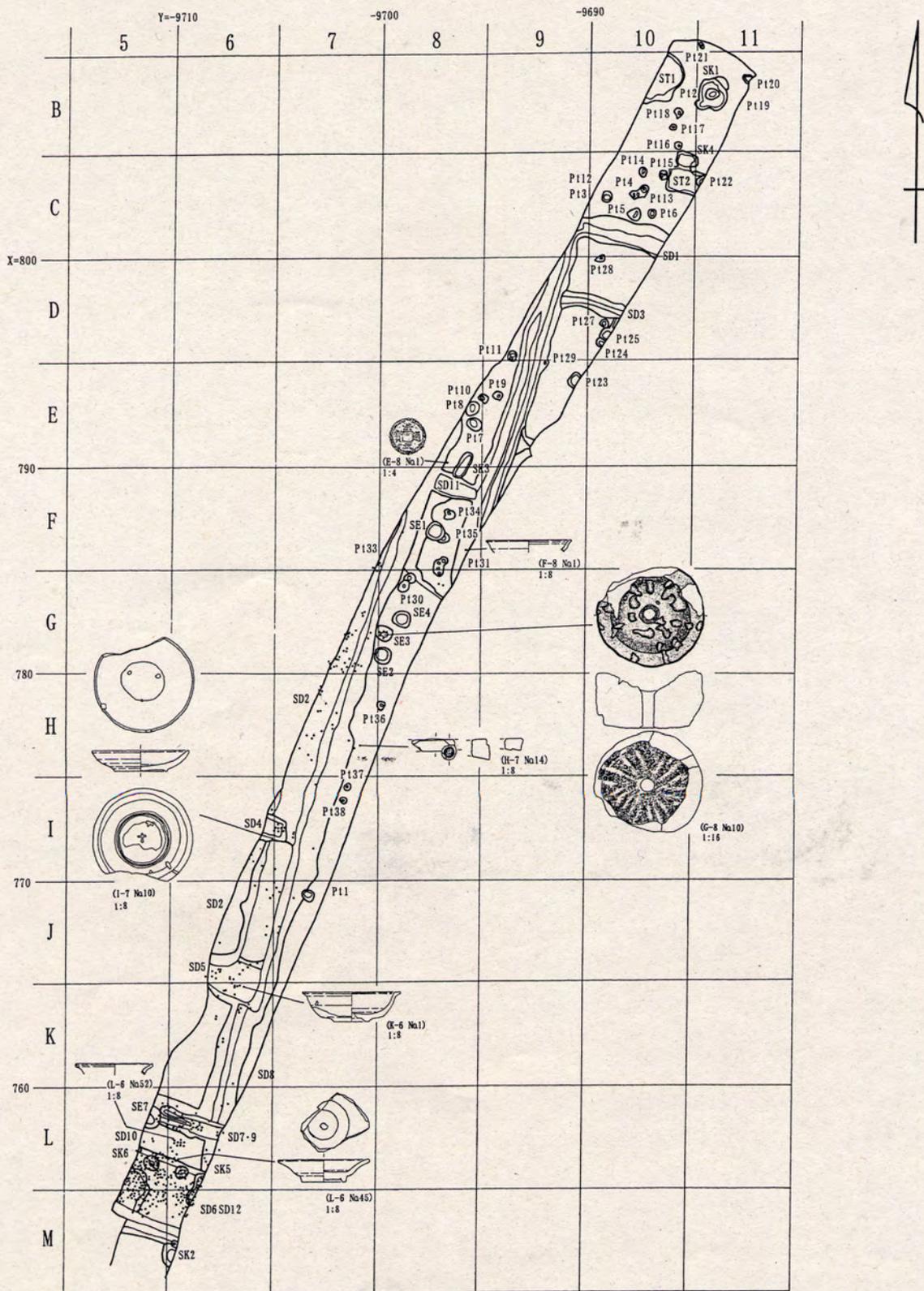


第2図 西原地区イメージ図

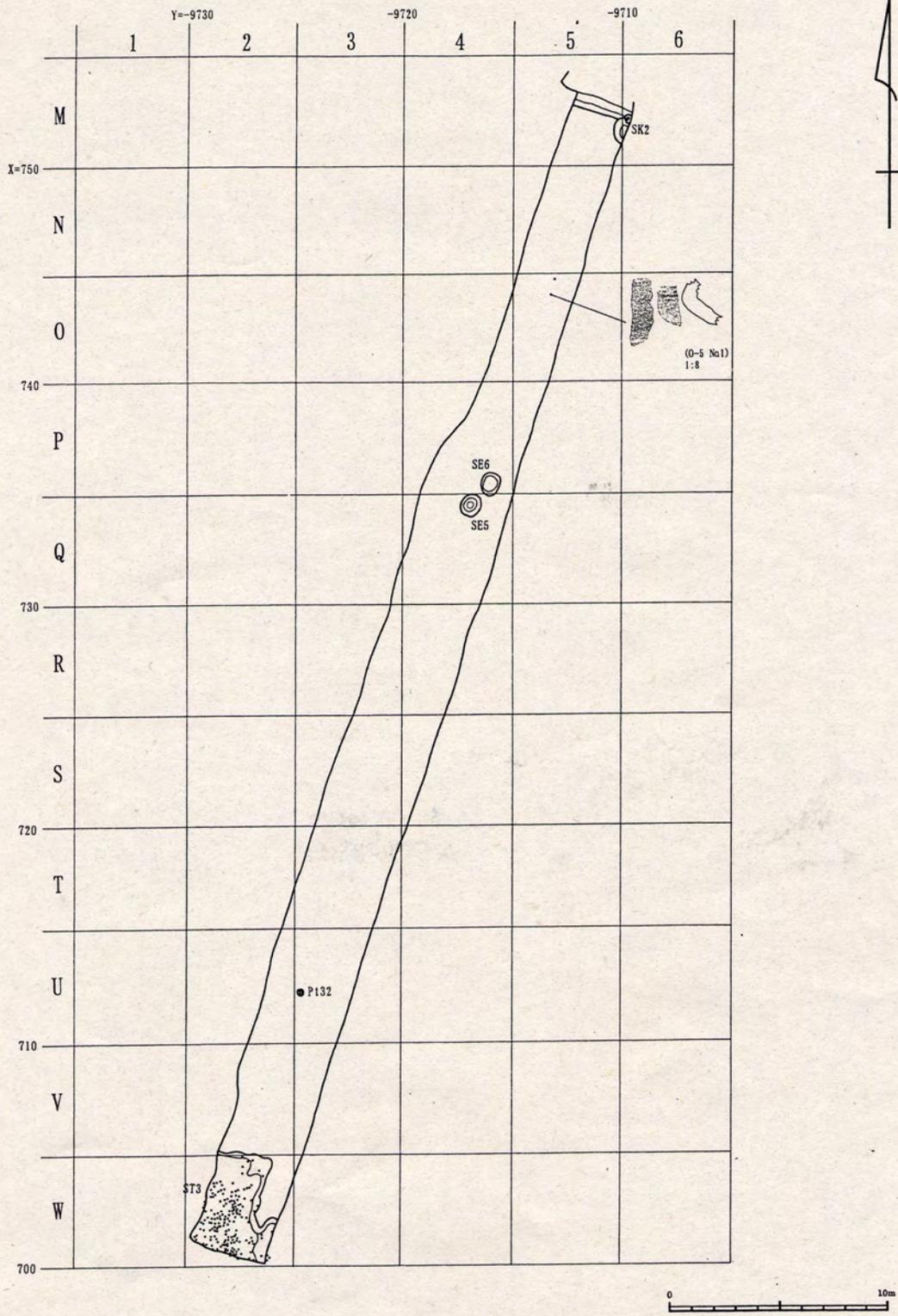


第3図 地籍図における堀の推定地

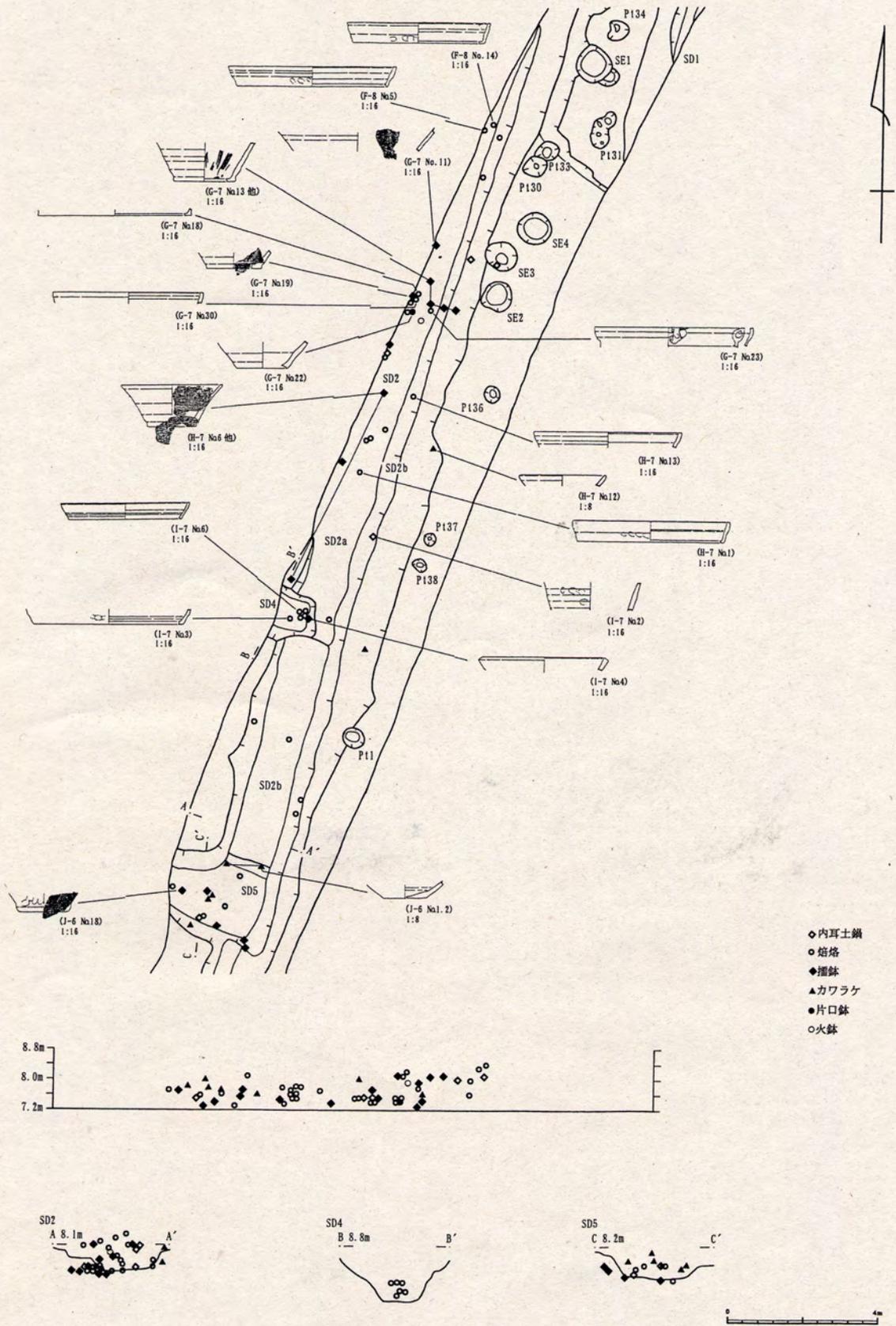




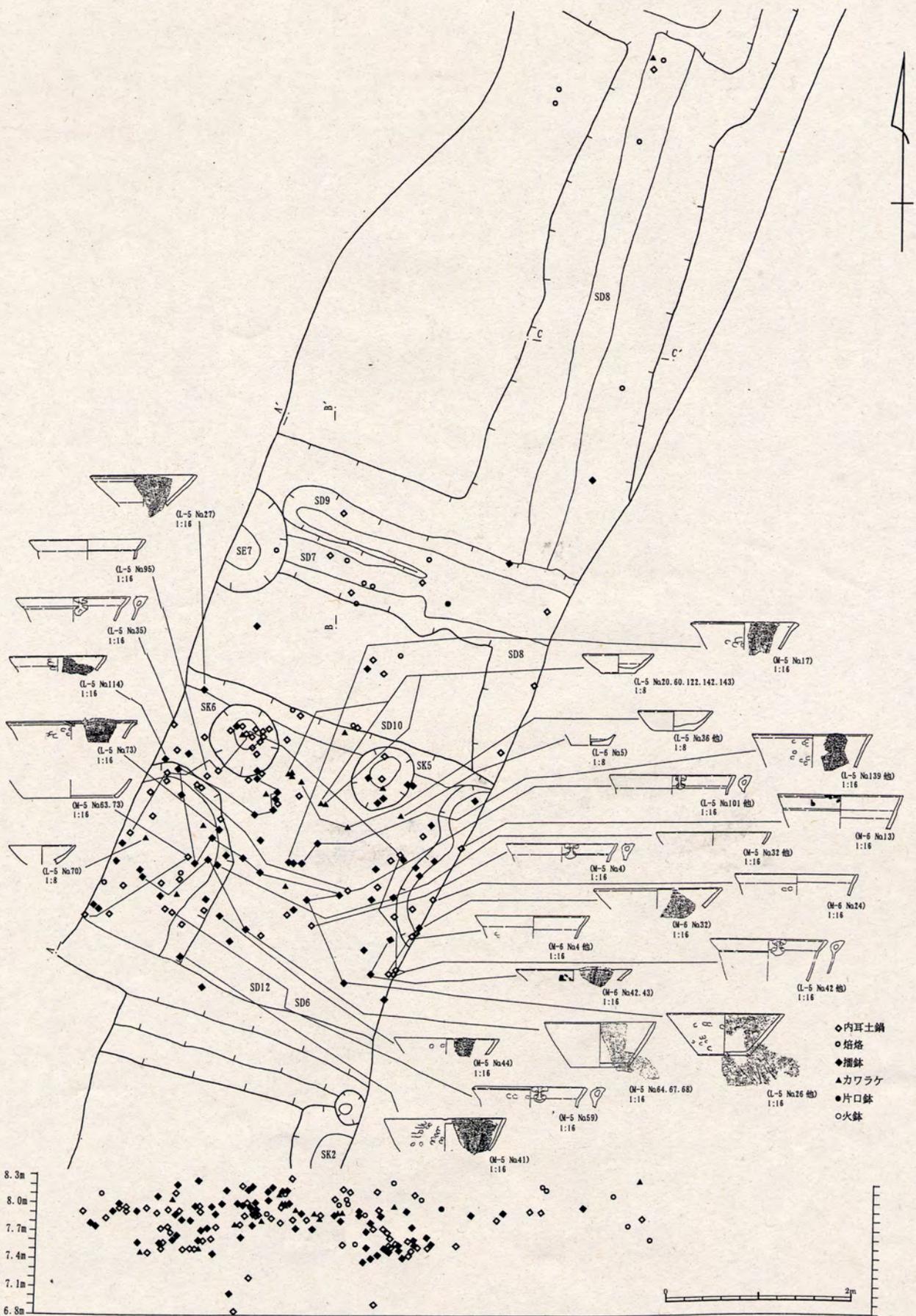
第6 全測図・遺物分布図 (調査区北側)



第7図 全測図・遺物分布図 (調査区南側)



第 8 図 第 2・4・5号溝器種別 (在地系) 分布図



第9図 第6~10・12号溝器種別(在地系)分布図

	平成13年度 (第3地点)														平成12・14・15年度 (第2・4・5地点)							合計	総計	
	SD1	SD2	SD2b	SD4	SD5	SD6	SD7	SD8	SD9	SD10	ST2	ST3	その他	合計	SD1	SD2	SD6	SD7	SD1	SD4	その他			合計
古瀬戸中		1				1								2								0	2	
古瀬戸後Ⅲ以前													1	1								0	1	
古瀬戸後Ⅲ														0					1	1	1	2	2	
古瀬戸後Ⅳ	1	2				1								4							2	2	6	
古瀬戸後Ⅳ(新)														0							2	2	2	
古瀬戸後	1	1				2							2	6		1	1				3	5	11	
古瀬戸Ⅳ大窯1											1			1								0	1	
古瀬戸後合計	2	4	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	3	14								11	25	
大窯1	1	3												2								0	6	
大窯2				1									1	2								0	2	
大窯1・2														0								0	0	
大窯2・3	1													1								0	1	
大窯1~3	1													1								0	1	
大窯3				1						1		3		5								0	5	
大窯3(新)														0						1	1	1	1	
大窯4	1			1	3							2	2	9								0	9	
大窯3・4													2	2							1	1	3	
大窯		1			1						1	1	4	4	1		1				4	6	10	
大窯合計	4	4	1	2	4	0	0	0	0	1	0	6	8	30								8	38	
志戸呂大窯3(後)		1												1								0	1	
志戸呂大窯3~4		1												1								0	1	
連房1												1		1								0	1	
連房1・2		1											1	2								0	2	
連房2		2											2	4								0	4	
連房17C前半	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	7								0	9	
連房3		1												1								0	1	
連房3・4						1						1	1	3				1				1	4	
連房4													2	2							1	1	3	
連房4・5								1				1		2								0	2	
連房17C後半	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	1	8								2	10	
連房5~												1		1							1	1	2	
連房6												1		1							1	1	2	
連房5~7												1		1							1	1	2	
連房6~8												3		3								0	3	
連房8												3		3								0	3	
連房8~	1													1							5	5	6	
連房18C	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	10								8	18	
肥前Ⅰ		1			2									3								0	3	
肥前Ⅱ						1								1								0	1	
肥前Ⅲ		2			1	2							2	9						1	1	10	10	
肥前Ⅳ	3			1			1		1			26	4	36							5	5	41	
肥前Ⅲ~Ⅳ										1				1								0	1	
肥前Ⅴ						1								1							5	5	6	
肥前Ⅲ~Ⅴ													1	1								0	1	
常滑4~7(13~14c)						1								1						1	1	1	2	
常滑5~6a(13c前~中)									1	1				2								0	2	
常滑6b(13c後半)					1									1						1	1	1	2	
常滑6a~7(13c後~14c前)													1	1							1	0	1	
常滑6a~8(13c後~14c末)														0							1	1	1	
常滑9(15c前半)						1								1								0	1	
常滑10(15c後半)		1												1						1	1	1	2	
常滑11(16c前半)						1								1						3	3	4	4	
常滑11~12(16c代)														0	1					2	3	3	3	
竜泉16c以前		1												1								0	1	
竜泉15c~16c		1												1								0	1	
竜泉13c						1								1								0	1	
竜泉						1								1								0	1	
備前中世		1												1								0	1	
濠州16c										1				1								0	1	
丹波Ⅳ												4		4								0	4	
白磁(15c後~16c末)														0								0	0	
染付(15c後~16c末)														0							2	2	2	
染付(16c末~17c初)														0							1	1	1	
合計	10	21	1	2	9	14	1	1	2	4	1	54	21	141	2	1	1	1	1	1	1	46	53	194

陶磁器遺構出土別年代一覧

	平成13年度 (第3地点)														平成12・14・15年度 (第2・4・5地点)							合計	総計
	SD1	SD2	SD2b	SD4	SD5	SD6	SD7	SD8	SD9	SD10	ST1	ST3	その他	合計	SD1	SD2	SD6	SD7	SD1	SD4	その他		
内耳土鍋		19		1	1	50	3	10	1	3			24	112	8	4	2		1	5	44	64	176
塔烙	6	44	6	8	6	3	4	5	1	2	1	99	25	210	9	7		2	1		103	122	332
香炉・火鉢		1										1	2	4	1					1	4	6	10
播鉢	3	27	1	1	5	55		4	1	2		2	22	123	3	2	1	1		2	34	43	166
カワラケ	6	17	1		6	17		4				5	33	89	2	6	2			2	40	52	141
片口鉢	1	1					1						1	4			1				1	2	6
不明・その他		1				3						2	7	13						1	6	7	20
合計	16	110	8	10	18	128	8	23	3	7	1	109	114	555	23	19	6	3	2	11	232	296	851

在地系土器遺構出土別器種一覧

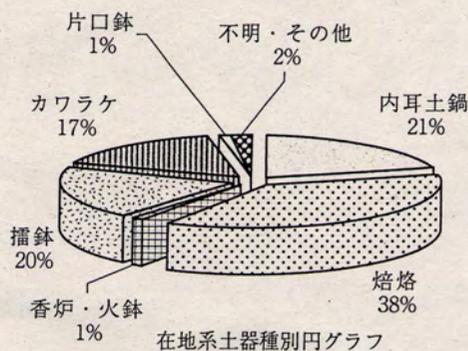
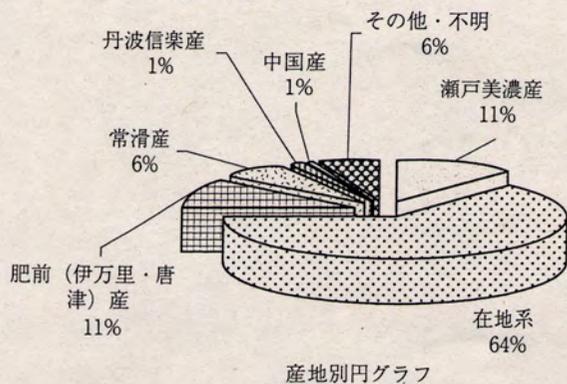
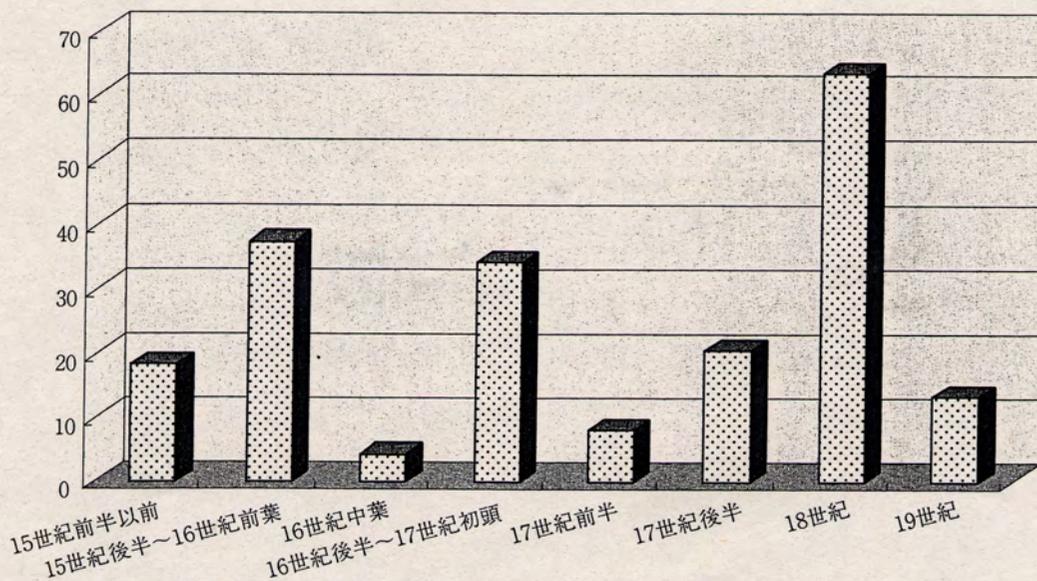
第I表 出土遺物分析表

	2地点	3地点	4地点	5地点	合計
瀬戸美濃産	10	113	4	27	154
志戸呂産		4			4
在地系	140	555	63	98	856
肥前(伊万里・唐津)産		97	1	49	147
常滑産	7	46	2	32	87
丹波信楽産		17		1	18
中国産	2	5		1	8
備前産		4			4
明石堺産				6	6
その他・不明		19		44	63
合計	159	860	70	258	1347

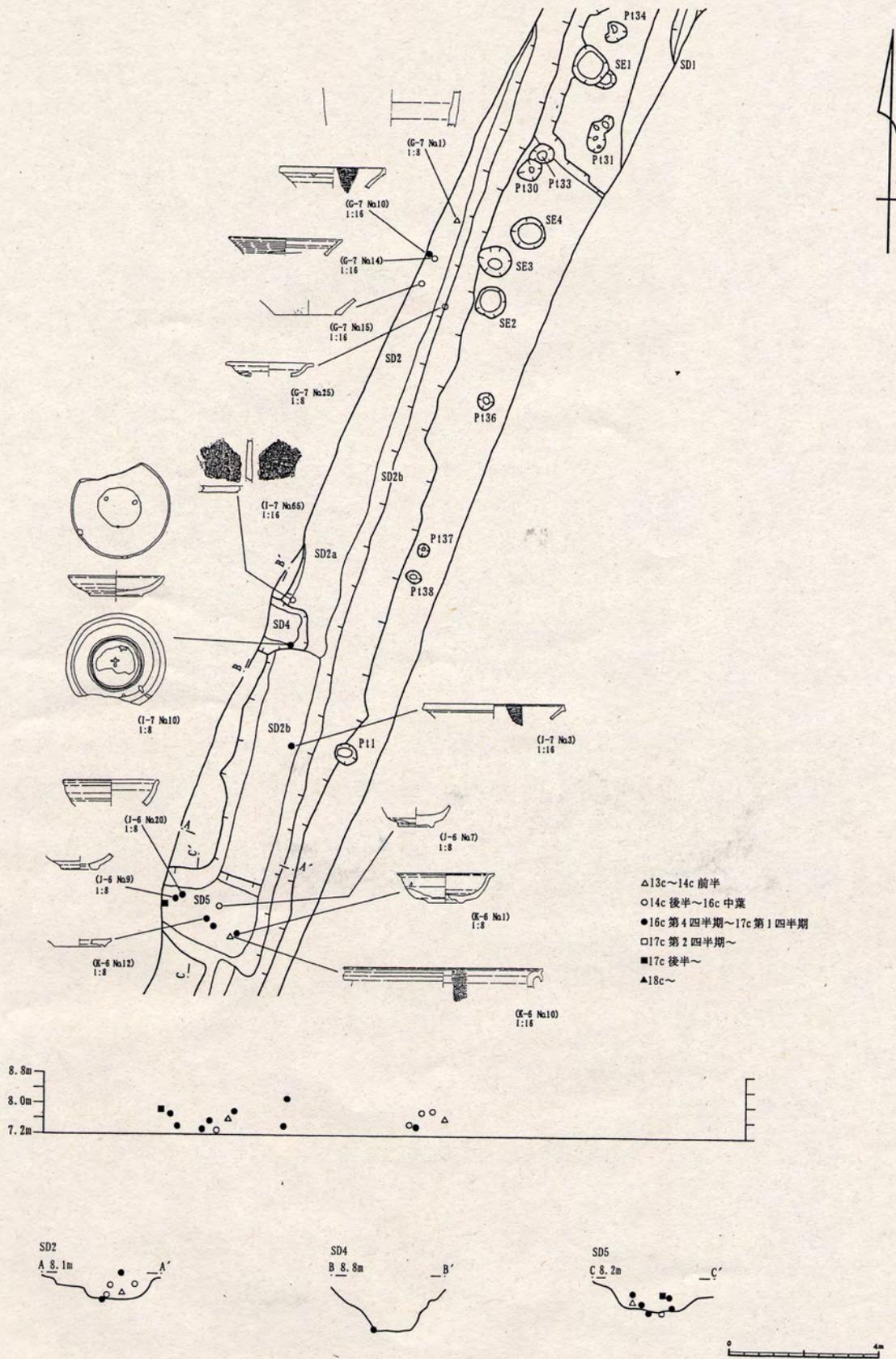
産地別遺物点数表

	2地点	3地点	4地点	5地点	小計	按分数	合計	年間	平均
15世紀前半以前	2	10	0	2	14	4.33333	18.3333	250	0.073333
15世紀後半～16世紀前葉	2	13	1	6	22	15.3401	37.3401	80	0.466752
16世紀中葉	0	3	0	0	3	1.2585	4.2585	30	0.14195
16世紀後半～17世紀初頭	1	21	1	1	24	10.068	34.068	50	0.681361
17世紀前半	0	8	0	0	8	0	8	40	0.2
17世紀後半	0	17	0	3	20	0.48446	20.4845	50	0.409689
18世紀	0	49	0	8	57	6.33723	63.3372	100	0.633372
19世紀	0	1	0	11	12	1.17831	13.1783	100	0.131783
合計	5	122	2	31	160	39	199	0	0

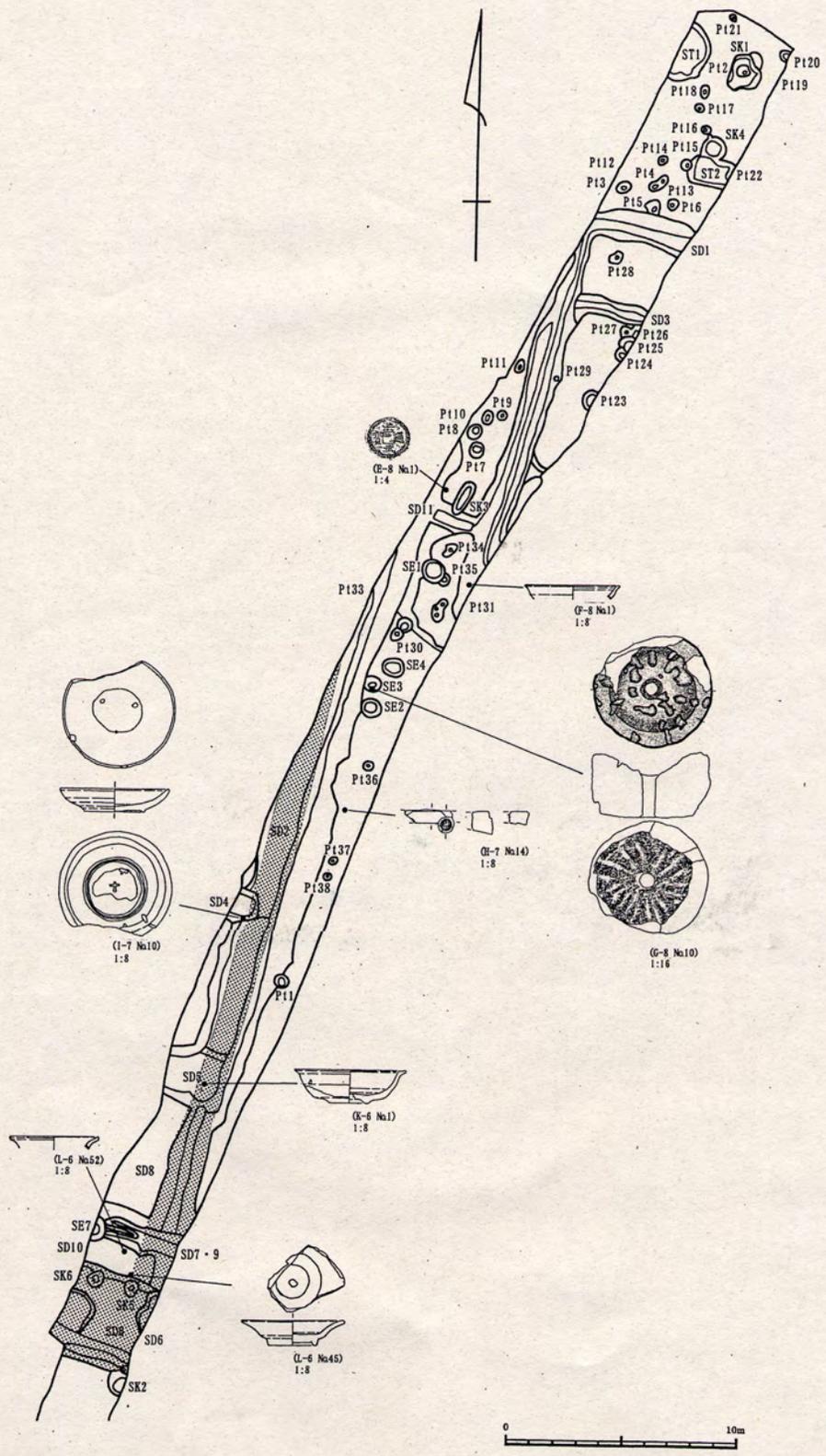
年代別遺物点数表



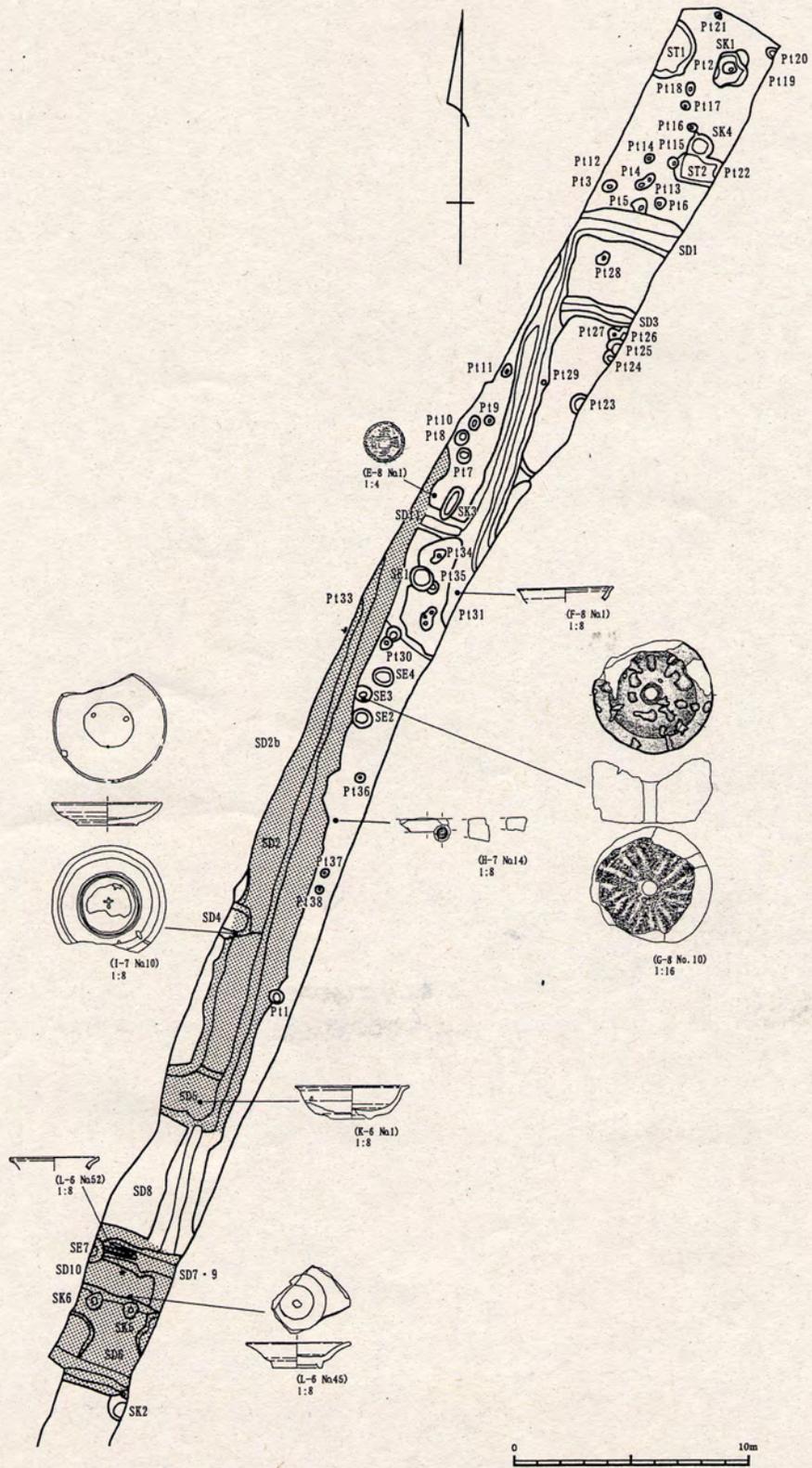
第10図 出土遺物分析グラフ



第11図 第2・4・5号溝年代別分布図



和国遺構変遷団 (沖二期 15c後半~16c前半)



第13 図 遺構変遷図 (第IIa期 16c後半~17c初頭)

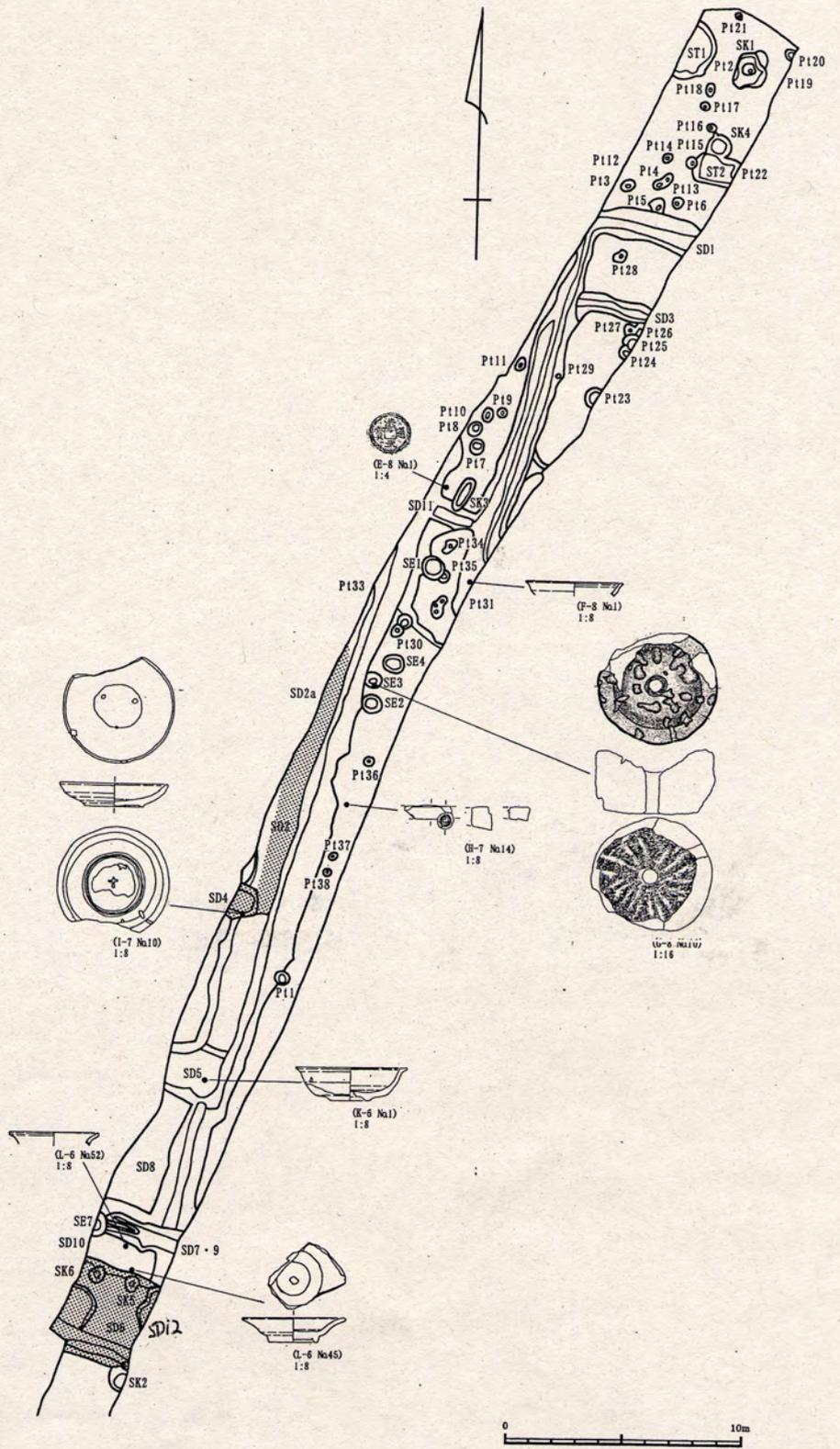


图14 遺構変遷図 (才五b期 17c前半~17c後半)

史料1

〔天正二十年 徳川家康印判状写〕

武州太田庄之内参千石并野河原等之事右出置之畢永可令知行者也而如件

天正廿年

二月朔日 御朱印

服部与十郎とのへ

(国立公文書館内閣文庫)

史料3

〔服部家略譜〕

平姓

服部

服部伊賀守家絶五代左京亮政家男

右

左京之進 権大夫

初政秀

政光

永禄三申年五月中旬今川義元・織田信長於尾州愛知郡香掛合戦之節権言様江兵粮船奉献候處於三州岡崎被召出遠州川之庄三千貫之知行拝領仕候、○元龜三申年味方原御合戦之節海陸両方之押被仰付東村之城二罷在候天正十年九月十五日伊豆国佐野小屋岩松平周防守差図二付性与十郎召連加勢仕、小屋攻取御感之上意を蒙る同十三年二月二日死七十歳

権大夫 初与十郎

政季

権言様天正年中被召出同十年九月十五日父と共に佐野小屋之砦を攻落上意之蒙より同十三年家督十八年小田原御陣御使番○関八州御分限之節、武州太田之庄百間郷三千石拝領御判物尔今取持

(中略)

其後於江州長浜御加増千石拝領慶長五年台徳院様へ被附宇都宮迄御供宇都宮罷越候處俄二病氣江戸罷帰○慶長十九寅年大阪御陣之節御使番相勤御供同年同御供仕候處病氣二付京都二罷在同年四月廿六日京都二而病死五十六歳

権大夫 与十郎

政信

台徳院様部屋住より被 召出、武州白井二而知知行五百

石慶長五年関ヶ原御供、同十九年大阪御陣台徳院様使番、同廿年五月七日於天王寺黒門内敵の姓名不知鎗を合首二級を得内藤石見守見届之書上仕候、○慶長廿年四月廿六日父病死二付高四千石之内百間郷三千石并是迄取来候、五百石を合三千五百石被下置弟李之助江千石被下○元和五末年御使番二而御上洛之節、今切御関所御番御加増五百石寛永二年十二月今切御番相勤二付遠江国敷智郡之内開発之地共都合四千貳百九拾五石七斗餘被成下御判物尔今取持大猷院様迄御二代御奉公○惣領次男共病死二付、三男四男江分知奉願、三男新左衛門式千七百石四男与左衛門千五百石○寛永十九年五月十七日今切二而死六十四歳

李之助

政重

年月不知父政季跡目千石分被下拾五歳二而台徳院様江被 召出○慶長五子年御小姓組○其後兄政信与共小遠州今切御関所御番仕候○寛永元子年今切二而病死

政次 (李之助)

元和二年十一才二而初見○御小姓組○死

政勝 (李之助)

実大久保四郎左衛門忠達二男 養子家督 乱心家絶

政長 与十郎

政久

信利

信成

(後略)

(国立公文書館内閣文庫)

史料2  
〔寛永二年 徳川秀忠印判状写〕

遠江国敷智郡山崎村八百九拾六石八斗餘小人見付百拾五石貳斗餘、高塚村貳百九拾貳石餘、太窪村七百廿貳石四斗餘、志都呂村六百八石五斗餘、篠原村五百四拾七石、神谷村四百四石貳斗餘、伊佐地村三百三拾三石六斗餘、以上四千石此外貳百九拾五石七斗餘所々開発之地共都合四千貳百九拾五石七斗餘事令扶助事全可令知行者也

寛永二

御朱印

十二月十一日

服部権大夫とのへ

(国立公文書館内閣文庫)

史料4

〔武徳編年集成〕

(前略)

○神君今般関八州ヲ領シ玉フニ依テ、参遠ノ旧臣ガ所領ヲ八州ノ内ニ於テ授ラレ各加恩セラル、然レトモ駿甲信先方ノ族ハ新属タル故ニ其旧知ヨリ穀高減少ス。

一上野箕輪城十方石 井伊兵部大輔直政

(中略)

一武蔵岩槻二萬石 高力河内守清長

此外浦和一萬石ノ租税ヲ沙汰ス

(中略)

一上野新川梶原三千石 稲垣平右衛門長茂

一武蔵太田郷三千石 服部權太夫政季

一武蔵比企三千石 渡辺半蔵守綱

(後略)

(国立公文書館内閣文庫)

史料5

〔新編武蔵風土記稿〕 卷之二百七

埼玉郡之九 百間領

○百間村 付持添新田 百間村は則百間領

(中略)

服部氏の家譜に、權太夫政信慶長二十年父政光が跡、武州太田庄三千石に、自領五百石を合て是を賜うと記せり。村内に權太夫が屋敷蹟あれば彼所領なるべし。

(後略)

(国立公文書館内閣文庫)

史料6

〔寛政重修諸家譜〕

(前略)

政光

與十郎 權太夫 信長が遺孀、或手に作る。母は武郡少輔某が女。天正十年九月文と、もに佐野小原の替を承継し、十八年小田原の役に東照宮にしたがひてまつり、本多忠勝が手に屬し、御使奉まつとむ。文徳元年二月朔日武蔵國太田庄のうちに在りて采地三千石を宛行はる。のむは御朱印を下さる。慶長五年東照宮上様御慶を証したまふのとす御奉し、下野國宇都宮縣下野郡箕輪郷に在りて、いたるのと、この所に在りて、彼地にとりまゝ。後近江國長濱のうちに在りて千石を領へらる。十年四月二十六日台院殿御使奉下御拜賀に供奉し、十九年大坂御陣のときしたがひてまつり、御使奉まつとむ。元和元年御陣のときも供奉に列し、四月二十六日京都に在りて死す。年五十四。法名實徳。妻は新力河内守清長が女。

政信

與十郎 權太夫 母は清長が女。慶長五年御陣の役に供奉し、御使奉まつとむ。御陣のとき武蔵國日赤に在りて采地五百石をたまふ。十九年大坂御陣のときも御使奉まつけたまはりて台院殿にしたがひてまつり、元和元年御陣のとき五月七日天王寺御門のうちに在りて敵と雖をあはせ、首級を賜たり。此年文が遺孀のうちに三千石を屬し、これまでの采地をあはせて三千五百石を知行し、千石の地を弟左助政重にわらしたる。五年御上洛のとき従ひてまつり、京都に在りて建江國今切の關所奉となり、五百石を加賜せられ、のち采地を關所御郡のうちにうつされ、新築の田をあはせて十六丁四千二百九十石餘を知行し、寛永二年十二月十一日御朱印を下さる。十九年五月十七日今切に在りて死す。年六十四。法名淨實。妻は加藤某左衛門正次が女。

(後略)

(国立公文書館内閣文庫)

史料7

〔寛永諸家系図伝〕

(前略)

政光

權太夫 生國同前  
秀吉佐小田原時供奉于  
大権現属本多中務大輔  
慶長五年上杉景勝反逆時從  
大権現赴野州宇都宮罹病止著  
同十九年大坂御陣時為御使奉供奉  
於武州太田庄領三千石於江州長濱領  
十石惣四千石  
同二十年於京都北殿五十四

政信

權太夫 生于遠州河庄  
慶長五年關原御陣時供奉于  
大権現于時十七歳御陣後拜賜五百石  
地  
慶長十九年大坂御陣時為御使奉而供  
奉于  
台徳院殿  
翌年五月七日於天王寺御門内獲首級  
内蔵石見守見之  
元和元年政光死後遺領四十石内於太  
田庄拜賜三十石与木領金三十五石  
頃之十石第木工御領之江州長濱  
自同五年知遠州今切關所奉于時和賜  
五百石  
寛永十九年於今切關所死年六十四

(後略)

(国立公文書館内閣文庫)

史料 11

〔寛永十三年 須賀村年貢割付状〕

子ノ年百間之内須賀村御年貢可約割付之事

一高參百石分 田畑屋敷共二

右之内

一上田式町老反七畝式步 内九畝六步子ノ毛付荒二引

一中田老町式反七畝步 内式畝廿步子ノ毛付荒二引

四畝步子ノ毛付荒二引

一下田式町參反老步 内

老町八反老畝步每年荒二引

田合五町七反四畝三步

内老反五畝式拾六步 子ノ毛付荒二引

内老町八反老畝步 每年荒二引

残て參町七反七畝七步

(中略)

米合拾五石五斗五升五合四勺

此儀六拾式儀三斗老升式合五勺

永合參拾九買三拾三文

此金三拾九兩ひた百肘式文

右如此相定上八来儿霜月十五日前二、急度貸濟可仕者也、仍如

件

五十嵐三石衛門 (花押)

寛永拾參年

子ノ拾月廿八日

(須賀村戸田家文書)

史料 12

〔慶応二年 須賀村年貢割付状〕

御年貢可納割付之事

寅より亥迄拾ヶ年定免 武蔵国埼玉郡

一高三百式石五斗七升八合

内

式石式斗五升六合老夕 申酉新田堀敷

外高

四石五斗老升八合七夕 中村中島村須賀村

申酉漕地代地

此反別

(中略)

米拾六石老斗式升式合五勺

納

永五拾式買七百式拾五文七分

右者百姓願二付寅より亥迄拾ヶ年定免相續御成備割付出之名主

惣百姓立合無高下割合之書面之通毎年十一月限急渡可貸濟者也

玉井伝 印

小六呈助 印

慶応二寅年正月

須賀村

名主

組頭

惣百姓

史料 13

〔享祿十六年 日光御成海道道拵免除願〕

是ノ差上ヶ候得共直申候二付作文申候

乍恐以口上書願候事

一今度百間村之儀米津駐物様御知行渡二付当村之分ヶ御詮儀被

遊候間申上候、先規百間村一村二而高式千四百石御座候所池

田藩刀様・永井傳則様・朽木民部様御三人様御知行割郷二被

仰付候、其以後百間村之内当村並百間領國納村・吉羽村三ヶ

村共二曾根五郎左衛門様御代官所二罷成其節日光御成海道

國納村之内道拵之義右三ヶ村二而高二応割合相動候様二

御支配罷役被仰付候、其以後八木仁兵衛様御代官所二罷成候

而も相動申候、又候其以後殿様御代官所罷成候而も右之通相

動申候所二六年以前当村之儀小笠原佐渡守様御知行二相渡

高三百石九斗六升式合老夕御藏人二残之右右御成道高千三拾

石余二而受取申候丁場口今三百石之余二而相動申儀迷惑奉

存候、先規八一所之御支配故國納村へ道拵相動申候、國納村

も六年以前御私領二罷成候、百間村之内高千四百石之所右両

人様御知行村之義先規より相動不申候、道拵之義百間一村之

内御座候得共、小笠原佐渡守様・池田藩刀様・永井傳則様御

三人様御知行村之義相動不申候所、拙者共少高之村二罷成相

動申儀迷惑奉存候、百間村之内御相給並二被仰付被下候八八

難有奉存候、以上

(後略)

(百間村折原家文書)

史料 8

〔諸家系譜〕  
(前略)  
政光 初政秀 權大夫 右京進

母 横井氏女  
妻 千秋式部少輔妻  
生尾州

永祿三申年五月今川治部太輔義元織田上総介  
信長与於尾州愛智郡沓掛合戦之節初而  
神君江御目見仕其節兵糧船一艘奉献  
御帰陣之砌於三州岡崎被召出  
元龜三壬申年味方々原御合戦之節海陸両方之  
押被仰付東村之城落城仕候

天正十壬午年九月十五日伊豆国佐野小屋之菅松平  
周防守差因御座候二付悴与十郎政季召連加勢仕  
則佐野小屋攻落申候御感之奉蒙 上意候  
天正十三乙酉年二月二日死七十  
葬 真指院岡堅釣

政季 權大夫 初与十郎

母 千秋氏女 妻 高力河内守清長女  
生尾州

天正年中自部屋住被 召出  
天正十壬午年九月十五日父權大夫政光二随ひ  
天正十八寅年小田原御陣之節御使番相勤本多中務  
太輔忠勝手江御附被遊合戦仕候  
同年関東御入国御供仕

天正廿壬辰年二月朔日武州大田之庄之内百間郷  
三千石賜之御判物頂載仕今以所持仕候右判物写シ  
武蔵国太田庄之内参千石並  
野河原等之事右出置之畢永  
可令知行者也

天正廿年 御朱印  
二月朔日 服部与十郎との

年月日不知於近江国長浜賜千石凡四千石  
台徳公江被相附下野国宇都宮迄御供仕候処

慶長廿卯年御供仕候病氣二付京都二罷越  
養生仕候処  
同年四月廿六日於京都死五十六  
葬同寺 号 金剛院義永賢海

政信 權大夫 初与十郎

母 高力氏女  
妻 京都御 加藤喜左衛門正次女  
仕番役

年月日不知自部屋住被召出於武州白井賜五百石  
慶長五年関ヶ原御陣御供  
慶長十九年寅年大坂御陣之節  
台徳公御使番

慶長廿卯年夏御陣之節五月七日於天王寺に  
黒門内敵之姓名不相知鎗下之高名仕武騎を  
突伏候段内藤石見守見届申上候右御帰陣後百  
間郷三千石部屋住之内被下置候武州白井五百石  
都合二千五百石被下置父跡式被下置候御加増地江州  
長浜之内千石弟松之助政重二分知被仰付候  
元和五未年御使番相勤御上洛御供仕於京都遠  
州今切御関所御番被仰付加五百石凡四千石  
寛永二丑年十二月今切御番相勤被仰付知行御引替  
被仰付於遠江国敷智郡之内開発之地共都合  
高四千九十五石七斗ヲ賜之  
右御判物写

遠江国敷智郡山崎村八百九拾六石八斗余  
小人見村百九拾五石式斗余高塚村式百  
九拾式石余大窪村七百拾石四斗余志  
都呂村六百八石五斗余篠原村五百四拾七石  
神谷村四百四石式斗余伊佐地村三百

三拾三石六斗余以上四千石此外 式百九十五石七斗  
都合四千貳百九拾五石七斗余令扶助之  
事全可知行者也  
寛永二

十二月十一日 御朱印  
服部權大夫との

年月日不知惣領与十郎政長二男玄番頭政久從  
部屋住新規被召出御奉公相勤候処兩人共部屋住より  
病死仕候依之高四千貳百九十五石七斗余之内  
三男新左衛門信利江式千七百九十五石七斗余四男  
与左衛門信成江千五百石被下置候様奉願置  
寛永十九年五月十七日於今切御番所死六十四  
葬同寺 号 智徳院宗栄浄賢

(国立公文書館内閣文庫)

史料 9

〔百間史料〕  
(前略)

服部氏ノ家譜二權大夫政信慶長二十一年父政光方蹟武  
州太田庄三千石二自領五百石ヲ合セテ是ヲ賜フト記セ  
リ村内二權大夫方屋敷蹟アレバ彼所領ナルベシ(權大夫  
方屋敷跡八ノ青林寺ノ境内及其北林是ナリト云フ)  
(後略)

史料 10

〔元祿郷帳〕  
(前略)

- 一 高七百五拾石 古者寺村
- 一 高三百八拾石八斗五升八合 百間東村
- 一 高三百拾六石五斗六升四合 百間中村
- 一 高八百六拾七石八斗六升三合 古者道仏村
- 一 高百貳石四斗八升三合 百間中島村
- 一 高八百貳拾五石九斗貳升九合 百間村
- 一 高八百貳拾五石九斗貳升九合 蓮谷村
- 一 高八百貳拾五石九斗貳升九合 百間須賀村

(国立公文書館内閣文庫)

「武蔵田園簿」

(前略)

一高三千石

内 九百八拾七石九斗三升三合

式千石式石六升七合

此分ヶ

千石

千石

千石

外高五拾石

百間村

田方

畑方

曾根与五左衛門御代官所

永井豊前守知行

池田帶刀知行

西光院領

(中略)

曾根与五左衛門御代官所

国納村

内 百五拾八石式斗式升六合

内 百四拾六石七斗七升四合

一高 六百六拾石式斗式升七合

内 式百九拾石九斗八升五合三勺

内 三百七拾石式斗四升壹合七勺

此分ヶ

三百拾壹石式斗式升七合

三百五拾石

一高 百三十石

内 六拾八石壹斗三升三合四勺

内 三拾四石八斗六升六合六勺

一高 式百六石式斗五升

内 四拾五石五斗九升四合

内 百六拾石六斗五升六合

(後略)

田方

畑方

須加村

阿部对馬守知行

水野出雲守知行

同人知行

蓮谷村

田方

(国立公文書館内閣文庫)

「元禄二年 百間中島村年貢割付状」

百間中島村已年御年貢米錢可納割付之事

一上田四町三反壹畝式拾六步

内

式反拾式步

八反八畝廿六步

残而三町四反拾八步

此取米式拾式石四斗七升九合六夕

六斗六升取

(中略)

一開下畑九反式畝步

此取永五百六文

一河原開四反式拾五步

此取永百式拾式文五分

天和三亥年改

一屋敷式町六反五畝式拾八步

九郎兵衛開入テ

此永三貫五百九拾文

米合六拾三石四斗四升六合五夕

永合五拾貫九百九拾六文九分

右如斯相定上者惣百姓立合無高下割付

霜月中急度可致皆濟もの也

元禄三年巳十月

中清蔵

安三郎右衛門

中嶋村

名主組頭

惣百姓

印

印

三拾文取

五拾五文取

大谷開分

五拾五文取

天和三亥年改

一野畑式町九反五畝六步

此永壹貫九百拾八文八分

六拾五文取

(百間中島村岩崎家文書)

「享保十四年 武州百間中島村水帳写百姓持高改帳」

(前略) 藏人分

片貝田

一上田五反五畝六步

内五反拾式步

四畝廿四步

(中略)

一屋敷壹反八畝拾步

内六七三歩

壹反式七六歩

大谷開九反式畝步

文字

一下畑壹反式畝廿七歩

中畑六反壹畝拾八歩

式反歩

内壹反廿四歩

壹反四七拾歩

老反六七拾四歩

西原

一新屋敷五反七畝歩

老反八七歩

内六七拾歩

五七拾歩

堀向

一開下々畑拾八歩

新五左衛門

(中略)

開畑九反式畝歩

野畑合三町五反六畝拾五歩

屋敷合式町六反五畝廿五歩

内 五反七畝歩

西原新屋敷也

(後略)

大谷開

右同人

武兵衛

(百間中島村岩崎家文書)